

第9章 労使関係

1 労働組合の組織状況

組合数及び組合員数は減少傾向

昭和22年から毎年調査を行っている県労政雇用課の「労働組合基礎調査」の平成27年調査結果によると、労働組合数は1,091組合で前年と比較して18組合（1.6%）の減少、労働組合員数は16万3,055人で前年と比較して679人（0.4%）の減少となりました。

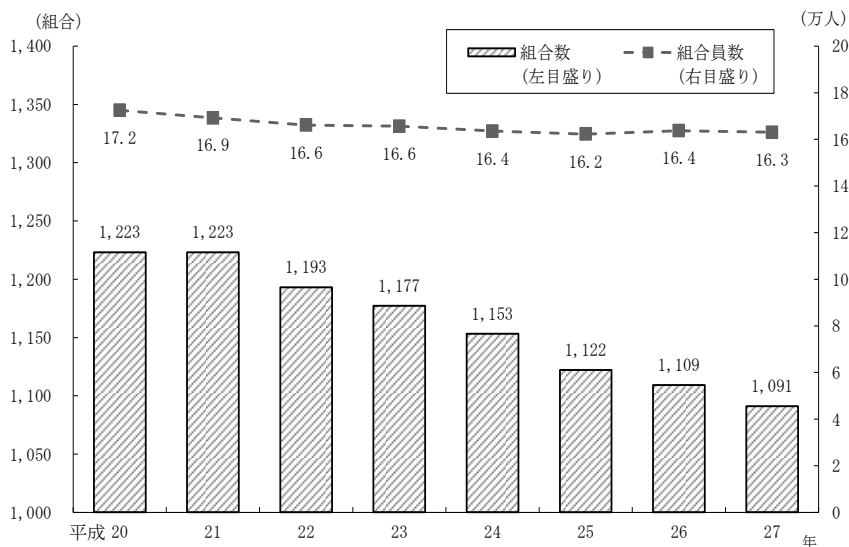
近年、県内の労働組合数及び労働組合員数はともに減少傾向にあり、労働組合数は6年連続の減少となりました。（図1）

産業別の労働組合数では、「製造業」249組合、「運輸業,郵便業」211組合、「卸売業,小売業」93組合の順で多くなっています。

また、労働組合員数では、「製造業」3万4,562人、「卸売業,小売業」2万5,479人、「公務」2万5,296人の順で多く、これら3つの業種で全組合員数の52.3%を占めています。（図2）

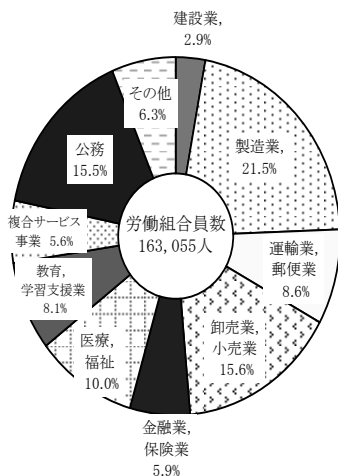
適用法規別の労働組合員数の構成比では、「労働組合法」適用が全体の76.0%と最も高く、次いで「地方公務員法」適用が22.1%、「国家公務員法」適用が1.1%、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」適用が0.8%の順となっています。（図3）

図1 労働組合及び組合員数の推移



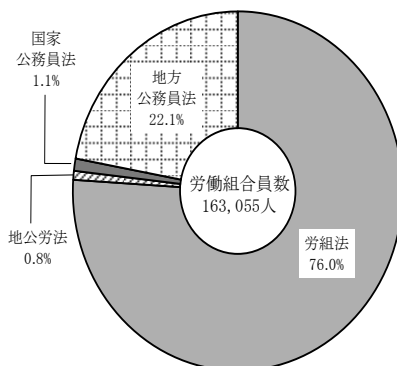
資料: 県労政雇用課「労働組合基礎調査」
産業別労働組合員数の割合

図2 産業別労働組合数の割合



資料: 県労政雇用課
「平成27年労働組合基礎調査」

図3 適用法規別労働組合員数の割合



資料: 図2に同じ。

2 賃上げ・一時金

春季賃上げ額、年末一時金額は前年を上回る

県労政雇用課が県内民間労働組合260組合を対象に行った平成27年の春季賃上げ、一時金の状況は、以下のとおりとなっています。

1 春季賃上げ（有効回答120組合）

平均要求額は8,258円（賃上げ率3.4%）、平均妥結額は4,468円（同1.8%）となり、前年調査の平均妥結額の4,155円（同1.7%）を額で313円、賃上げ率で0.1ポイント上回っています。（図1）

規模別にみると、妥結額は従業員規模「1,000人以上」が5,875円（賃上げ率2.3%）と最も高く、続いて「300～499人」規模が5,379円（同2.0%）となっており、従業員規模が大きい組合のほうが妥結額が大きい傾向があります。（図2）

2 夏季一時金（有効回答124組合）

平均要求額は57万1,084円（平均基準内賃金の2.34か月分）、平均妥結額は44万5,525円（同1.82か月分）となり、前年調査の平均妥結額の45万1,363円（同1.81か月分）を額で5,838円下回っています。（図3）

3 年末一時金（有効回答132組合）

平均要求額は61万4,500円（平均基準内賃金の2.51か月分）、平均妥結額は47万5,395円（同1.94か月分）となり、前年調査の平均妥結額の47万5,055円（同1.94か月分）を額で340円上回っています。（図4）

図1 春季賃上げ要求妥結状況の推移

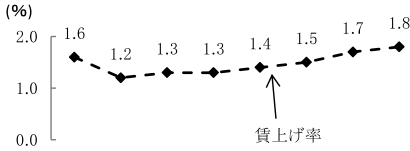
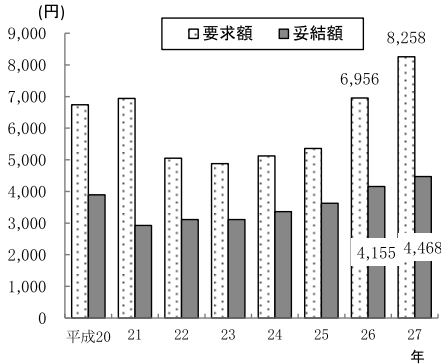
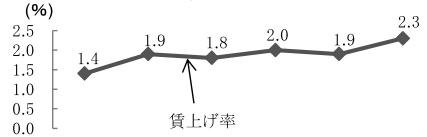
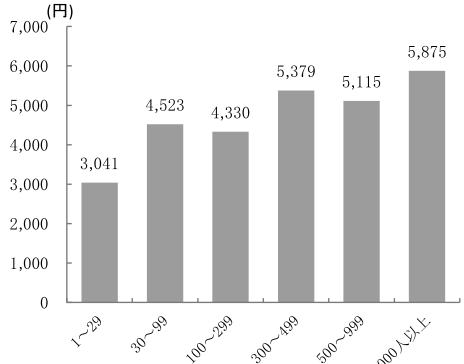


図2 企業規模別妥結状況

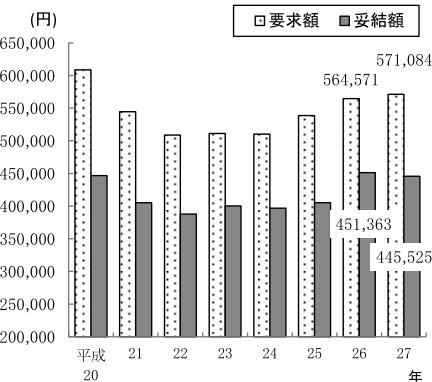
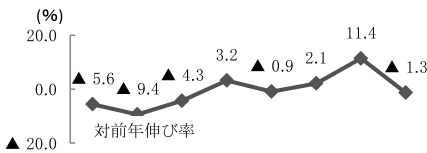


資料：県労政雇用課「春季賃上げ要求妥結状況」



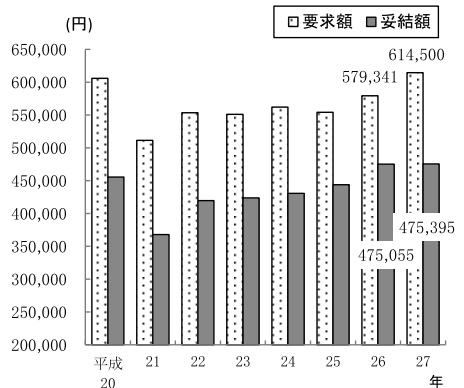
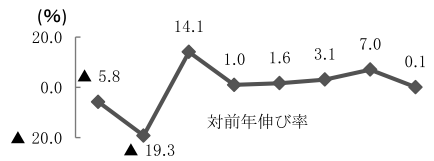
資料：県労政雇用課
「平成27年春季賃上げ要求妥結状況」

図3 夏季一時金要求妥結状況の推移



資料：県労政雇用課「夏季一時金要求妥結状況」

図4 年末一時金要求妥結状況の推移



資料：県労政雇用課「年末一時金要求妥結状況」

3 労働委員会

平成27年の係属件数は、調整事件2件、審査事件10件、
個別労働関係事件19件

労働委員会は、公益、労働者及び使用者それぞれを代表する委員からなる合議制の機関で、労働組合法に基づき各都道府県に設置されています。主な業務は、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、不当労働行為の審査及び判定、労働組合の資格審査等であり、また、本県の委員会では、平成14年4月から、個別労働関係紛争解決のあっせん（個別労働関係事件）も行っています。

平成27年の調整事件の係属件数は、新規申請事件2件で、2件ともあっせんでした。そのうち1件が解決、1件が打切りにより終結しました。

新規申請件数の推移をみると、平成12年以降、一桁台で推移しています。

審査事件については、平成27年の係属件数は、新規申立事件6件、前年からの繰越事件4件の計10件でした。そのうち1件が和解により、3件が取下げにより終結し、残り6件が平成28年に繰り越されました。

新規申立件数の推移をみると、昭和63年以降、一桁台で推移しています。

個別労働関係事件については、平成27年の係属件数は、新規申請事件18件、前年からの繰越事件1件の計19件でした。そのうち、8件が解決により、9件が打切りにより、1件が取下げにより終結し、1件が平成28年に繰り越されました。

新規申請事件の紛争内容別件数をみると、賃金等が4件、労働条件等が2件、経営・人事が12件、職場の人間関係が5件でした。（一つの事件で複数の紛争内容に該当することがあり、事項別合計件数は新規申請件数より多くなっています。）

表1 調整事件の推移

区分	項目	平成23年	24年	25年	26年	27年
調整事件数	新規調整件数	5	9	9	3	2
	あっせん件数	5	8	7	2	2
産業別件数	うち 調停件数	-	1	2	1	-
	運輸業、郵便業	2	-	-	-	-
	卸売業、小売業	-	3	1	-	-
	医療、福祉	1	4	6	2	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	1	1	-	-	-
	その他	1	1	2	1	2
	計	5	9	9	3	2
従業員別件数	99人以下	3	3	2	-	1
	100～299人	1	1	-	1	1
	300～999人	-	1	3	1	-
	1,000人以上	1	4	4	1	-
	計	5	9	9	3	2
調整事項別件数	賞金等	2	4	1	2	1
	給与以外の労働条件	1	-	1	-	-
	経営・人事	2	3	5	1	1
	団交促進	-	2	2	-	1
	その他	2	3	2	1	1
計	7	12	11	4	4	
終結状況	前年からの繰越	2	1	1	2	-
	新規申請件数	5	9	9	3	2
	計	7	10	10	5	2
	内訳 解決	3	3	4	2	1
	不調・打切り	2	5	2	3	1
	取下げ	1	1	2	-	-
	繰越	1	1	2	-	-

表3 個別労働関係事件の推移

区分	項目	平成23年	24年	25年	26年	27年
産業別件数	新規あっせん件数	6	10	15	11	18
	運輸業、郵便業	1	2	1	2	1
	卸売業、小売業	1	2	5	-	2
	医療、福祉	1	1	1	2	4
	サービス業 (他に分類されないもの)	1	2	2	3	6
	その他	2	3	6	4	5
計	6	10	15	11	18	
従業員別件数	99人以下	3	6	12	6	9
	100～299人	2	2	1	2	6
	300～999人	1	-	1	2	1
	1,000人以上	-	2	1	1	2
	計	6	10	15	11	18
紛争内容別件数	賃金等	2	5	4	4	4
	労働条件等	1	-	2	3	2
	経営・人事	5	4	12	4	12
	職場の人間関係	1	1	3	1	5
	その他	-	2	1	2	-
計	9	12	22	14	23	
終結状況	前年からの繰越	1	1	1	1	1
	新規申請件数	6	10	15	11	18
	計	7	11	16	12	19
	内訳 解決	-	-	9	8	8
	打切り	4	10	6	3	9
	取下げ	2	-	-	-	1
	不開始	-	-	-	-	-
繰越	1	1	1	1	1	

注：調整事項別件数及び紛争内容別件数は、複数の項目にわたる場合があるため、申請件数とは必ずしも一致しない。

表2 審査事件の推移

年	係属件数			終結件数				翌年繰越
	繰越事件	新規申立	計	命令・決定	和解	取下げ	計	
平成23	7	6	13	-	4 (2)	1	5	8
24	8	3	11	-	1 (0)	-	1	10
25	10	1	11	2	2 (0)	5	9	2
26	2	4	6	1	- (0)	1	2	4
27	4	6	10	-	1 (0)	3	4	6

注：和解の欄中、()内は内数で関与和解の件数を表す。

4 労働相談

平成27年度 1,888件

～前年度に比べ103件、5.2%の減少～

本県では、新潟・長岡・上越の県内3カ所に労働相談所を設置し、労働問題全般について労使からの相談に応じています。また、県機関以外では、新潟労働局等に相談窓口が設置されています。

本県の労働相談の状況を、県労働相談所の相談件数からみると、平成27年度の実件数は1,888件で、前年度と比較して、103件、5.2%の減少となっています。労使別では、労働者からの相談が1,796件、使用者からの相談が92件となっており、労働者からの相談が全体の95.1%を占めています。(図1)

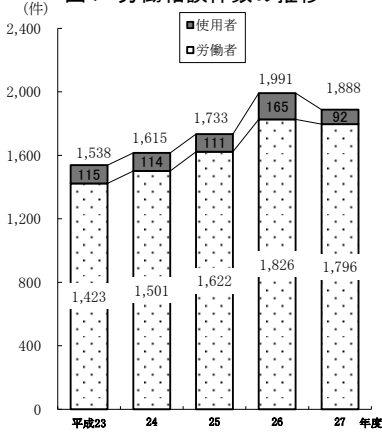
次に、産業別、規模別の相談件数割合をみると、産業別では、「医療、福祉」が最も多く、次いで「製造業」、「卸売、小売業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっています。規模別では、従業員数30人未満の比較的規模が小さい事業所の割合が多く、企業規模が不明なものを除いた相談件数の割合でみると、59.4%を占めています。(図2、3)

また、相談内容別では、「労働条件に関すること」が最も多く、全体の61.2%を占めています。その内訳をみると、「解雇・退職」に関する相談が最も多く、次いで「労働時間、休日・休暇」「賃金・退職金」の順となっています。(図4)

なお、近年は職場の人間関係等に関する相談が増加しています。

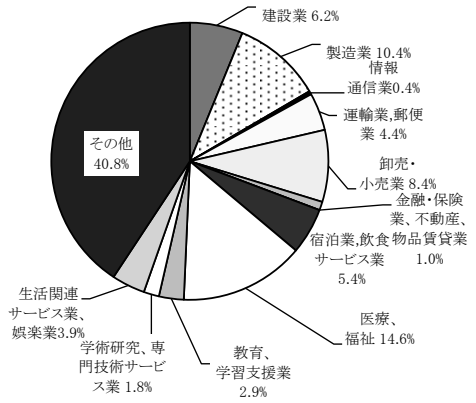
県労働相談所では、労使間で自主的に個別労使紛争の解決が図られるよう、相談に対するアドバイスのほか、労務管理に関する情報提供、関係機関と連携した労働相談会の開催、弁護士・産業カウンセラー相談の実施及び労働委員会のあっせんの受付など、相談者の多様なニーズに対応しています。

図1 労働相談件数の推移



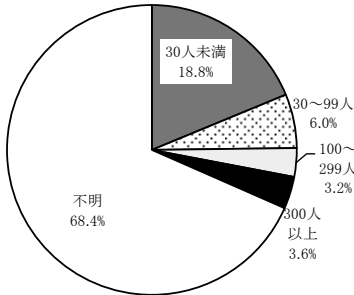
資料：県労政雇用課
「労働相談所相談件数」

図2 産業別相談件数割合



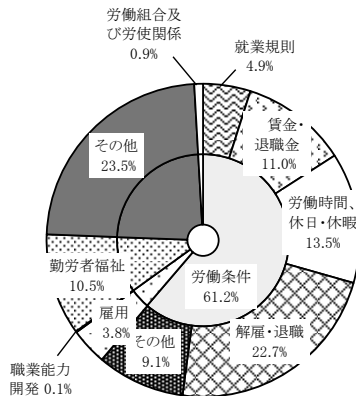
資料：県労政雇用課
「平成27年度労働相談所相談件数」

図3 規模別相談件数割合



資料：図2に同じ。

図4 相談内容別相談件数割合



資料：図2に同じ。